

東日本大震災に伴う雇用調整助成金の特例

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業に係る手当等の事業主負担相当額の一部を助成する制度です。

(通常的主要支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前に計画の届け出が必要

特例対象

- 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主(以下①～⑤の特例)
- 上記9県に所在する事業所等と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主【被災地関連事業主】(以下①、②、④、⑤の特例)
- 被災地関連事業主と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量等の2分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主【2次下請等事業主】(以下①、②、④、⑤の特例)

特例内容

(特例の内容)

- ① 最近3か月としている生産量等の確認期間を最近1か月に短縮
- ② 震災後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象に(平成23年6月16日まで)
- ③ 事前に届け出る必要のある計画届の事後提出を可能に(平成23年6月16日まで)
- ④ 特例の支給対象期間(1年間)においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給を可能とし、特例終了後の受給可能日数に影響しない。
- ⑤ 被保険者期間が6ヶ月未満の者も雇用調整助成金の対象とする。

(特例の内容)

- ① 最近3か月としている生産量等の確認期間を最近1か月に短縮
- ② 震災後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象に(平成23年6月16日まで)
- ③ 事前に届け出る必要のある計画届の事後提出を可能に(平成23年6月16日まで)
- ④ 特例の支給対象期間(1年間)においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給を可能とし、特例終了後の受給可能日数に影響しない。
- ⑤ 被保険者期間が6ヶ月未満の者も雇用調整助成金の対象とする。

被災地の事業主

A

特例の内容

①、②、③、④、⑤

総事業量の

1/3

被災地関連
事業主

B

特例の内容

①、②、④、⑤

総事業量の

1/2

2次下請等
事業主

C

注)

※ 申請に当たっては、Bが被災地関連事業主としてハローワークに提出し受理された申請関係書類の写しを持参して下さい。

※ Bが被災地関連事業主として雇用調整助成金を利用していない場合でも、被災地関連事業主の要件を満たすことが客観的に証明される場合は、Cは2次下請等事業主として申請できます。

※ Bが複数ある場合は、それらの事業所ごとの売上げ又は仕入れ等の量を合算して経済的な関係を判断します。

雇用調整助成金を更に拡充します！！

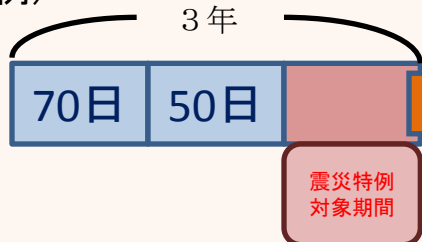
- ① 災害救助法適用地域(東京都を除く)に所在する事業所
- ② ①の地域と一定規模以上の経済的関係(1/3以上)を有する事業所
- ③ ②の事業所と一定規模以上の経済的関係(1/2以上)を有する事業所
については、以下の特例を設けました。

◆支給日数の別枠(300日)を設けます。

原則：3年間で休業300日に達するまで受給できる。

⇒ 特例により、特例の支給対象期間においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給が可能になります。

(例)

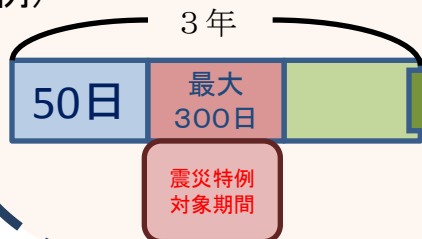


震災前2年間で120日(70日+50日)の休業をしていた場合、通常であれば180日分(300日-120日)しか使えない

最大300日の休業が可能

⇒ 特例の支給対象期間中の支給日数は特例終了後の受給可能日数に影響しません。

(例)



震災分をカウントしないため、
250日(300日-50日)の休業が可能

◆被保険者期間6ヶ月未満の人も雇用調整助成金の対象とします。

原則：平成23年7月1日以降、被保険者期間が6ヶ月未満の人は助成対象とならない。

⇒ 特例により、被保険者期間6ヶ月未満の人であっても雇用調整助成金の助成対象とします。